

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 6 日

月 曜 日

第 4175 号

目 次

告 示

- 土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更 1
- 河川区域及び河川立体区域の指定 2
- 二級河川の指定 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定
- 道路の区域変更 5
- 道路の供用開始 6

公 告

- 土地改良区の役員の退任
- 公共測量の終了 7
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

告 示

富山県告示第98号

土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更について

土地区画整合法（昭和29年法律第 119号）第10条第 1 項の規定により射水市小杉インターパーク土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市小杉インターパーク土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名又は名称及び住所
射水市土地開発公社 射水市新開発 410番地 1
- 3 事業施行期間

平成26年 5 月21日から平成30年 3 月31日まで

4 施行地区

射水市入会地字天池、入会地字水蔵場、上野及び上野字東反坊の各一部

5 事務所の所在地

射水市新開発 410番地 1

6 施行認可の年月日

平成26年 5 月21日

7 変更認可の年月日

平成29年 3 月 6 日

富山県告示第99号

河川区域及び河川立体区域の指定について

河川法（昭和39年法律第 167号）第 6 条第 1 項第 3 号及び第58条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり河川区域及び河川立体区域を指定したので、同法第 6 条第 4 項及び第58条の 2 第 2 項の規定により公示する。

平成29年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

二級河川中川水系沖田川放水路

2 指定する区域

別紙図面に青色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する区域を除いた区域並びに水色で着色した部分に該当する土地の区域

（「別紙図面」は省略し、富山県土木部河川課及び富山県新川土木センターに備えて置いて縦覧に供する。）

富山県告示第100号

二級河川の指定について

次のとおり二級河川の指定をするので、河川法（昭和39年法律第 167号）第 5 条第 3 項の規定により公示する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

| 区分 | 水系名 | 河川名 | 区 間 | |
|-----|-----|--------|-----------|--------|
| | | | 上 流 端 | 下 流 端 |
| 指 定 | 中 川 | 沖田川放水路 | 沖田川からの分派点 | 海への流入点 |

富山県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により公示する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------------------|-----------------|----------------|-----------------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| ケアーズ訪問看護リハビリステーションとやまインター | 富山市八日町247-13 2F | 精神通院医療 | | 平成29年3月1日 |

富山県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|-------------|-----------|----------------|-----------------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| やくとファーマシー大島 | 射水市赤井40-1 | 精神通院医療 | | 平成29年3月1日 |

富山県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|----------------|-----------------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| ウエルシア薬局高岡姫野店 | 高岡市姫野字竹倉 516番 1 | 精神通院医療 | | 平成29年2月7日 |

富山県告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号) 第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------|------------|----------------|-----------------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| 齊藤脳神経外科 医院 | 高岡市古定塚5-50 | 精神通院医療 | | 平成29年3月1日 |

富山県告示第105号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|---------------|-----------------------|------------|----|--------------------|-------------|-----------------------------|
| 県道 魚津生地入善線 | 黒部市経立野字道万 376番 3から | 変更前 | | 最大 36.9 最小 15.4 | 35.5 | 新川土木 センター 入善土木 事務所 |
| | 黒部市経立野字道万 372番 1まで | 変更後 | | 最大 45.4 最小 15.4 | 35.5 | |
| 県道 万尾脇方線 | 氷見市白川 292番から | 変更前 | | 最大 24.5 最小 6.3 | 100.0 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| | 氷見市白川字大平 435番ま で | 変更後 | | 最大 25.9 最小 9.5 | 100.0 | |

| | | | | | |
|------------|---------------------------------|-----|-------------------|------|------------------------------|
| 国道 359号 | 小矢部市五郎丸 304番から 小矢部市五郎丸19番3まで | 変更前 | 最大 17.8 最小 7.6 | 76.1 | 高岡土木 センター 小矢部土 木事務所 |
| | | 変更後 | 最大 17.8 最小 9.5 | | |

富山県告示第106号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|---------------------------------|-----------|------------------------------|
| 県道 万尾脇方線 | 氷見市白川 292番から 氷見市白川字大平 435番まで | 平成29年3月6日 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| 国道 359号 | 小矢部市五郎丸 304番から 小矢部市五郎丸19番3まで | 平成29年3月6日 | 高岡土木 センター 小矢部土 木事務所 |

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

上市町土地改良区の役員であった次の者が平成28年10月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 佐々木 清 中新川郡上市町中小泉 173番地

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

航空レーザ測量

2 作業期間

平成28年4月29日から平成29年1月31日まで

3 作業地域

高岡市、小矢部市、南砺市、射水市、砺波市

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第1項の規定により公告する。

平成29年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

高級揮発油 予定数量 5,000リットル

普通揮発油 予定数量 58,000リットル

軽油 予定数量 13,000リットル

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成29年 4 月 1 日から平成29年 9 月30日まで

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第 151号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第 151号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径 3 k m以内に 2 以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径 2 k m以内に 1 給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、平成29年 3 月17日正午までに入札説明書に定める入札申込書を、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3423、3424 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年3月6日から同年3月14日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成29年3月17日 正午

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 平成29年3月23日 午後1時30分

(2) 開札の場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、平成29年3月22日午後5時15分までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 高級揮発油及び普通揮発油

1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 軽油

1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の 100 分の 8 に相当する額及び軽油引取税を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税の額を控除した金額の 108 分の 100 に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係る職員のくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。